

## 社会福祉法人慈愛会 旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人慈愛会の役職員等が出張する場合の、旅費に関して必要な事項を定めたものである。

### (用語の意義)

第2条 この規程における役職員等とは、職員、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員を言う。但し、派遣職員を除く。

2 この規程における役員会等とは、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会、苦情処理委員会を言う。

### (旅費の支給)

第3条 役職員等が公務により出張した場合は、当該役職員等に対して旅費を支給する。

2 旅費を支給する場合、理事長は役職員等に対し、出張命令書を交付し、役職員等は出張復命書を提出する。

### (旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的に通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、タクシー料、車賃、日当、宿泊料とする。

### (役員会等における旅費)

第6条 役員会等に参加した場合、旅費を支給する。

### (旅費の算定方法)

#### 第7条

車賃の額は、陸路に応じて1kmあたりの定額を支給する。

鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、タクシー料、宿泊料は実費額を支給する。

ただし、宿泊費は別表3の金額を上限とする。

(日当)

第8条 外部の研修及び会議に出席した場合の日当は、出張中の日数に応じて1日あたりの定額を支給する。

2 日当の額は、別表2に定める定額とする。

(宿泊料)

第9条 1泊あたりの宿泊料は、別表3の金額の範囲内で実費を支給する。

2 旅行会社からの請求に含まれる宿泊費は、前項の制限を受けない。

(公用車による出張)

第10条 役職員等が公用車で出張する時は、第7条の規定にかかわらず、当該公用車を使用した区間の鉄道賃及び車賃は支給しない。

(タクシー賃に関する特例)

第11条 出張用務によりやむを得ずタクシーを利用した場合、1日あたり5,500円の範囲内で精算する。

(旅費の支給方法)

第12条 原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

2 旅行会社から出張に係る旅費について請求がある場合、当該請求額の旅行会社への支払いを以て役職員等への支給に代える。

(附則)

この規程は、平成15年1月1日より施行する(平成14年12月13日制定)

この規程は、平成22年9月1日より一部改訂し施行する

この規程は、平成28年4月1日より一部改訂し施行する

この規程は、平成29年4月1日より改定し施行する(平成29年3月28日制定)

この規程は、平成30年4月1日より一部改定し施行する(平成30年3月27日制定)

別表1 車 賃

1 k mあたり	1 5 円
----------	-------

別表2 日 当

区 分	県 内	県 外
施設長・副施設長・主任保育士	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
その他職員・学童の家職員 理事、監事、評議員選任・解任 委員、第三者委員	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円

別表3 1泊あたり宿泊料上限金額

県 内	県 外
1 1, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円